

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年東京都条例第七十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十条まで（現行のとおり）</p> <p>第十一条（現行のとおり）</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、法第四条第七項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められるときは、速やかにその旨を浄化槽管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第十二条から第十五条まで（現行のとおり）</p> <p>第十六条 削除</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十条まで（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、法第四条第五項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められるときは、速やかにその旨を浄化槽管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第十二条から第十五条まで（略）</p> <p>（報告の徴収、立入検査等）</p> <p>第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所</p>

に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十七条から第十九条まで (略)

第二十条 (略)

一から三まで (略)

四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十一条 (略)

第十七条から第十九条まで (現行のとおり)

第二十条 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

第二十一条 (現行のとおり)